

日南町告示第3号

日南町営住宅の入居について、次のとおり募集する。

令和8年1月29日

日南町長 中村 英明

記

- 1 募集住宅
- (イ) 要件
- 町営住宅 多里団地1号・10号
- 下表のとおり

	多里団地1号・10号
住所	日南町多里663-1
種類	木造平屋建
区分	単身・及び世帯
間取り	2LDK
床面積	62.7㎡

- (ロ) 家賃等
- 公営住宅法に基づき、下表のとおり定める（令和7年度）

収入 分位	入居者の月収		家賃額 (月額)
	下限額	上限額	
1	0円	104,000円	16,700円
2	104,001円	123,000円	19,200円
3	123,001円	139,000円	22,000円
4	139,001円	158,000円	24,800円
5	158,001円	186,000円	28,400円
6	186,001円	214,000円	32,800円

- (二) 敷金
- 家賃の3か月分（入居前に納付）

- 2 入居の資格
- 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21号に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。
- 1 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、同居する者が入居者の親族（婚姻の届けをしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下同じ）又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。

2 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を越えないこと。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令（平成 23 年政令第 424 号）第 1 条の規定による改正前の令に準じた金額を適用）

イ 次のいずれかに該当する場合 21 万 4000 円

- ・その者又は同居する者に障がいのある者で規則で定める要件に該当する者がいること
- ・その者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居する者が 60 歳以上又は 18 歳未満の者であること
- ・同居する者に中学校を卒業するまでの児童がいること
- ・その他日南町町営住宅の設置及び管理に関する条例に規定する者

ロ 町営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 22 条第 1 項の規定による国の補助にかかるもの又は法第 8 条第 1 項各号の一に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げるものである場合は、21 万 4000 円

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合は、15 万 8 千円

3 現に住宅に困窮していることが明らかな場合。

4 その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

3 申込方法

日南町において交付する所定の書類に、添付書類を添えて提出すること。

（1）提出が必要なもの

- ・町営住宅入居申込書
- ・入居申込理由書
- ・誓約書
- ・住民票（入居者全員のもの）
- ・課税証明書（入居者全員のもの）
- ・申請者の身分証明書の写し（健康保険証、運転免許証など）

(2) 本人もしくは同居者に該当者がいる場合、提出が必要なもの

- ・ 障害者手帳の写し
- ・ 在学証明書の写し
- ・ 身元引受書（同居人も含めて、60歳以上の方のみ入居する場合）

- | | | |
|---|---------|---|
| 4 | 選考方法 | 入居資格を有する者のうちから入居の決定をする。但し、入居資格を有する者が公募する戸数を越える場合においては、条例に定める公正な方法により入居の決定をする。 |
| 5 | 申込み期限 | 令和8年2月10日～令和8年2月25日正午まで |
| 6 | 入居決定日 | 申込み期限後に通知する。 |
| 7 | 入居可能日 | 入居決定後に通知する。
部屋の修繕及び掃除の実施後に入居可能とする。 |
| 8 | 特記事項 | 期限内に申込が無い場合は、随時募集とする。 |
| 9 | お問い合わせ先 | 〒689-5292
鳥取県日野郡日南町霞800番地
日南町役場 建設課 住宅環境室
(電話) 0859-82-1113 |